

広島県告示第六百二十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十二年七月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

畑一〇六二地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市・区	町・大字	字	地番	標柱番号
広島市安佐北区	上深川町	畑	一〇五七番六	標柱一号
			一一一番	標柱二号及び三号
			一〇七〇番一	標柱四号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

上條F地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市・区	町・大字	丁目・字	地番	標柱番号
安芸郡	坂町	坂西三丁目	四一四六番二地先 道路敷	標柱一号
			四三一九番	標柱二号
			四三二一番	標柱三号
			四三五六番一地先 水路敷	標柱四号及び五号
			四三六一番地先道 路敷	標柱六号
			四三六二番	標柱七号
			四一四四番一地先 道路敷	標柱八号

			四一四六番二	標柱九号
--	--	--	--------	------

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
東鹿田二〇地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を昭和五十八年九月二十九日広島県告示第九百七十六号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱二号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
ただし標柱一号は告示で指定した土地に存する標柱六号と同一とする

郡市・区	町・丁目	地番	標柱番号
呉市	東鹿田町	三六五番	標柱一号、八号及び九号
		三七六番一	標柱二号から五号まで
		三八二番一	標柱六号及び七号

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
西谷一〇A地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市・区	町・丁目	地番	標柱番号
呉市	西谷町	九五番地先道路敷	標柱一号
		一三三番	標柱二号
		一三八番	標柱三号
		一四〇番	標柱四号
		一〇三番地先水路敷	標柱五号
		一三六番二	標柱六号
		一三五番三地先水路敷	標柱七号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

郷七地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	東広島市
町	高屋町
大字・丁	郷
字	
地番	五七八番二 一一二三番四五 一一二三番八七 一一二三番一三八
標柱番号	標柱一号 標柱二号 標柱三号 標柱四号及び五号
地番	一一三一番四 五八九番一 五七七番二
標柱番号	標柱六号 標柱七号 標柱八号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

砂原地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	福山市
町	新市町
大字	金丸
字	常
地番	一番一 三〇〇一番六 三四七七番二 三四七五番
標柱番号	標柱一号 標柱二号 標柱三号 標柱四号
地番	一一二五番一
標柱番号	標柱五号

一一五二番一	一一三三番一	一一三二番
標柱八号	標柱七号	標柱六号